

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿賀町は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

新潟県阿賀町長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。</p> <p>母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨②新生児の訪問指導の実施③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査⑤母子健康手帳の交付に関する事務⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査⑧未熟児の訪問指導の実施⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給⑩市町村が養育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収⑪産後ケア事業の実施 <p>なお、これらの事務に関して、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、統合宛名システム、住民基本台帳システム ※但し、一部システムは、令和7年11月に標準準拠システムに移行する。

2. 特定個人情報ファイル名

健康管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法 第9条第1項及び別表の70の項
--------	---------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども・健康推進課
②所属長の役職名	こども・健康推進課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	阿賀町総務課 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地 0254-92-3111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	阿賀町総務課 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地 0254-92-3111	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	「阿賀町特定個人情報保護基本方針」、「阿賀町個人情報等管理規定」及び「阿賀町情報セキュリティポリシー」により、総括保護責任者、保護管理者、事務取扱担当者と組織体制の構築と役割の明確化を図り、管理区域内における適正な情報の取扱い、アクセス制限・アクセス者の識別、認証、保存期間を経過した不要となった情報の廃棄・削除等を複数人による確認のうえ行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えます。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	「阿賀町特定個人情報保護基本方針」、「阿賀町個人情報等管理規定」及び「阿賀町情報セキュリティポリシー」により、総括保護責任者、保護責任者、事務取扱担当者の情報を扱う職員に対し、目的外の入手が行われるリスクの対策を含め、町では、情報セキュリティ研修を実施しており、職員への認識の共有が図られているため対策は十分であると考えます。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-2特定個人情報ファイル名	健康管理ファイル、統合宛名ファイル	健康管理ファイル	事後	
令和1年6月28日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番49	①番号法第9条第1項、別表第一第49の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	
令和1年6月28日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番70	①番号法第19条第7号、別表第二第56の2の項	事後	
令和1年6月28日	I-5①部署	健康福祉課	こども・健康推進課	事後	
令和1年6月28日	I-5②所属長の役職名	健康福祉課長(神田 一秋)	こども・健康推進課長	事後	
令和1年6月28日	II-1いつの時点の計数か	2015/1/18	2019/4/1	事後	
令和1年6月28日	II-2いつの時点の計数か	2015/1/18	2019/4/1	事後	
令和6年12月27日	I-1②事務の概要	母子保健法に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けること	母子保健法に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けること	事後	
令和6年12月27日	I-1③	健康管理システム、中間サーバー、統合宛名システム、住民基本台帳システム	健康管理システム、中間サーバー、統合宛名システム、住民基本台帳システム ※但し、一部システムは、令和7年11月に標準準拠システムに移行する。	事後	
令和6年12月27日	I-3法令上の根拠	①番号法第9条第1項、別表第一第49の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める命令第40条	番号法第9条第1項及び別表の70の項	事後	
令和6年12月27日	I-4②法令上の根拠	①番号法第19条第7号、別表第二第56の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95.96の項	事後	
令和6年12月27日	II-1評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和6年12月27日	II-1いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	II-2いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IV-8人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新規	別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加項目
令和6年12月27日	IV-11もっとも優先度が高いと考えられる対策	新規	別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加項目